

第 41 回コンプライアンス委員会議事次第

令和 5 年 3 月 1 4 日 (火)

1 6 : 0 0 ~

特別会議室

1. 開会

2. 議題

- (1) 令和 4 年度コンプライアンス推進計画の取組状況について
- (2) 令和 5 年度コンプライアンス推進計画（案）について

3. 閉会

「令和4年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

※枠内は「令和4年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図る。

コンプライアンスに対する意識向上、利害関係者との適切な関係の保持のため、会議、研修会、出張前に倫理の留意事項について職員間で再確認を行った。また、本年4月以降、新たに基金役職員となった者に対しては、コンプライアンスハンドブックを配布しコンプライアンスの重要性について改めて周知した。

適正な業務執行確保の観点から、マニュアルの整備等を行うとともに、全職員が閲覧可能となっている共有フォルダ（フォーラム）にマニュアル等を格納して他業務の取組みも参考にできるよう情報の共有化を図っている。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや情報セキュリティ・個人情報の保護等に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

コンプライアンス研修については、全役職員等を対象にハラスメントに関する研修を1月に実施（動画視聴等の集合研修）、倫理に関する研修（各自のPCでスライド資料閲覧）を2月に実施し、役員を除く職員を対象とした法人文書に関する研修（eラーニング）については、2月～3月の期間で実施した。

情報セキュリティ及び個人情報の保護に関しては、4に記載のように全役職員等を対象にした情報セキュリティ研修（eラーニング）及び個人情報保護管理研修（eラーニング）をそれぞれ10月～12月の期間に実施した。

また、全職員を対象とした10月のストレスチェック実施に先立ち、ストレスチェック実施前研修（eラーニング）（10月4日～10月21日）を実施し、ストレスの受け止め方や立ち直り方法についての内容を含めた研修を実施した。

なお、全ての研修において、研修後に理解度テストを実施し、内容の理解と認識を深めてもらうこととしている。

理解度テストについて、eラーニングの研修では、全問正解になるまで繰り返しテストを受検する仕組みとなっており、また、eラーニング以外のハラスメント研修及び倫

理研修については、理解と認識を深めるために、後日解説付きの解答を配付する対応とした。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

新任採用職員を対象としたコンプライアンス研修については、次のとおり実施した。

- ・ 4月1日の採用者及び前年度中途採用者等（対象者11名） 4月4日及び5日
- ・ 中途採用者について、7月及び8月の採用者（課長級以下）については、コンプライアンスハンドブックを配布し、別途、翌年4月の採用者と合わせ研修を実施予定。
- ・ 7月の採用者（部長級）については、コンプライアンスハンドブックを配布、所管事項説明の際に倫理関係の説明を行った。
- ・ コンプライアンスハンドブックについては、10月17日に一部改定を行ったことから、あらためて全役職員に配付を行った。

4 情報セキュリティ・個人情報の保護に係る対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上及び個人情報の保護を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について充実を図る。

- ・ 4月採用者及び前年度中途採用者（計11名）を対象とした新任者研修において、情報セキュリティ及び個人情報の保護について、それぞれ説明を行ったほか、以下のとおり研修及び規程の見直しを実施した。
- ・ 情報セキュリティ水準の向上のため、全役職員等を対象とした情報セキュリティ研修（eラーニング）を10月～11月に実施した。
- ・ 情報セキュリティインシデントが発生した際、適切に対応するための「情報セキュリティインシデント対応訓練」を、CSIRT関係役職員を対象に12月に実施した。
- ・ サイバー攻撃等への対策については、全役職員等を対象とした「標的型攻撃メール訓練」の第1回目を8月に実施し、第2回目は11月に実施した。
- ・ 個人情報保護制度の一般的な知識の習得及び保有個人情報の適切な取扱いに対する意識の向上のため、全役職員等を対象とした個人情報保護管理研修を11月～12月に実施した。
- ・ 全役職員等を対象とした総務省主催の「eラーニングによる情報連携に向けた研修」については、10月～3月に実施した。
- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正(令和4年4月1日施行)等を受け、個人情報保護管理規程に所要の改正を行い、同年6月3日に施行した。

(教育計画の策定、業務委託の際に個人情報の適切な管理を行う能力を有するものが選定されるよう必要な措置を講ずる 等)

- ・ 令和3年度の政府統一基準群の改定を受け、基金の情報セキュリティポリシー等の改正を行い、令和4年10月17日に施行した。(クラウドサービスの利用拡大、最新の情報セキュリティ対策の動向及び多様な働き方を前提とした情報セキュリティ対策に対応する 等)

○ 内部監査の充実

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

令和4年度内部監査計画に基づき、2月～3月に基金の業務の監査を実施し、リスク評価及びその発生状況を踏まえた対象業務等における法令等の遵守状況等について監査を行った。

○ 危機管理の徹底

6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。

今年度においては、職員の懲戒事案が1件発生した。

なお、コンプライアンス運営の強化を目的に策定した公益通報者保護管理規程を基金ホームページに掲載し公表している。

○ 適切な情報提供等

7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載している。

8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

令和4年度のコンプライアンス推進計画については、令和4年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済みである。また、コンプライアンスの推進計

画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載し、情報公開を行う予定としている。

令和 5 年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画（案）

令和 5 年 3 月 ● 日

独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）におけるコンプライアンスのより一層の推進を図るため、令和 5 年度については、以下の取組を行う。

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図る。

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや情報セキュリティ・個人情報の保護等に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

4 情報セキュリティ・個人情報の保護に係る対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上及び**保有**個人情報の**適正な取扱いに対する理解、意識の向上**を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について充実を図る。

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。

7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を行う。

8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。